

豊川市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、豊川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関する事務
- (2) 空家等対策計画の実施に関する事務
- (3) その他空家等対策の推進に関し、協議会において必要と認める事務

(組織)

第4条 協議会は、委員及び市長（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公募により決定する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の総数は、15人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、協議会の会議（以下

「会議」という。)の議長となる。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員等の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市長がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、市長があらかじめ指名する市の職員が市長に代わって会議に出席し、議事に参与し、及び議決に加わることができる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員への謝金の支払)

第9条 委員には、協議会への出席に対する謝金として、日額8,600円を支給する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4月13日から施行する。